

令和3年第3回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和3年第3回臨時会記録

おいらせ町議会 令和3年第3回臨時会記録				
招集年月日	令和3年11月30日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和3年11月30日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和3年11月30日 午前11時29分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	教育委員会教育長	松 林 義 一
	総 務 課 長	西 館 道 幸		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂 千敏	事務局 次長	高橋 勝江
	事務局 主幹	木村 英樹		
町長提出議案の題目	1	議案第67号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	2	議案第68号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	
	3	議案第69号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
	4	陳情第6号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についての審査結果報告	
	5	陳情第9号	「学校給食の無償化」を国に求める意見書の提出についての審査結果報告	
議員提出議案の題目	1	委員会の閉会中の継続調査申出について（総務文教・産業民生・議会運営委員会・議会広報編集調査特別委員会）		
	2	発議第5号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について	
	3	発議第6号	「学校給食の無償化」を国に求める意見書の提出について	
開議	午前10時00分			
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	1 3 番 西 館 芳 信 議 員			
	1 4 番 松 林 義 光 議 員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (赤坂千敏君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。
開議宣告	西館議長	(開会時刻 午前10時00分) 直ちに本日の会議を開きます。
議事日程報告	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名議員の指名	西館議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、13番、西館芳信議員及び14番、松林義光議員を指名いたします。
会期議題	西館議長	日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に議会運営委員会の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。 委員長。
	松林議会運営委員長	議会運営委員会より報告いたします。 去る11月22日告示、本日招集されました令和3年第3回おいらせ町議会臨時会の会期等について、先般11月26日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本臨時会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日11月30日の1日とすることに決定いたしました。本日30日火曜日は、議案等の一括上程及び議案審議となります。 以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各

諸般の報告	西館議長 (議員席)	<p>位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます、委員会報告といたします。</p> <p>議会運営委員会の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日11月30日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日11月30日の1日とすることに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。 また、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願・陳情文書表のとおりです。先般このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第6号及び陳情第9号については総務文教常任委員会に付託することにいたしましたのでご了承ください。 なお、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため関係職員の議場内出入りをすることの許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p>
	西館議長	<p>日程第4、議案の一括上程について。 議案第67号から第69号までの以上3件を一括上程いたします。 初めに、町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。 町長。</p>
提案理由の説明	町長 (成田 隆君)	<p>おはようございます。 議員各位には何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明</p>

<p>当局の説明</p>		<p>申し上げます。</p> <p>初めに、議案第67号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて、職員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第68号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う、一般職の期末手当支給割合の改正に伴い、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第69号、おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う、一般職の期末手当支給割合の改正に伴い、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。</p> <p>以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第5、議案第67号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>それでは、議案第67号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページから2ページ、添付参考資料8ページをご覧ください。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて、職員の期末手当を改正するため提案するものであります。</p> <p>改正内容は、期末手当の支給割合を年間0.05月分引き下げるもので、令和3年12月1日から適用し、令和3年度は12月期の月数</p>

		<p>を現行1.20月から1.15月に0.05月分引き下げ、令和4年度以降の支給割合は6月期、12月期ともに0.025月分ずつ引き下げるものであります。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行しますが、第2条令和4年度以降の支給割合に関する規定は、令和4年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p>
質疑	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番、西館芳信です。</p> <p>前回の全協で、一般職ではなかったんだけれども、議員の給与に關しまして8番議員から、特別に何て言うか、人事委員会の勧告をそのまま受けるのもどうかということ、はっきりするような言葉で明示されたということに私自身大いに感じるものがありましたし、それから、次の日でしたか、東奥日報を見ましたら、むつ市では宮下市長が、今年は特に職員の皆さんが苦勞したんだと、私たちのところと比べて災害もあったようですけれども、だから人事院の勧告には準じないということで上程されないという記事が載っておりました。さすがにあの市長は決断力も本当に力強い、そして柔軟な思考でもって物事に対応しているなど感じ入るものがありましたけれども、成田町長は、このむつ市の動向、こういうのが出てきたことをどのように捉えていますか。今回の人事院の勧告に対する基本的な町長の考え方、姿勢を述べてもらえばよろしいです。再質問はしません。</p>
答弁	<p>西館議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今、西館芳信議員から、むつ市のことを参考に我が町はその対応はどうかということでもありますけれども、むつ市はむつ市として、我が町は我が町と。あるいは、国からはまだ法改正が出ていないようですが、県の人事委員会とすれば下げたほうがいいのかなどという指導があったということでもありますし、また、私としても、多くの町民は新聞あるいはマスコミ等で国、県は引下げにいくので</p>

討論	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>はないのかなという部分があるかともう分かっていると思います。その中におきまして、コロナでこんなに一般の人たちが苦しんでいる、売上げが減っている、あるいは消費が伸びない、そしてまたいろんな部分で生産物の値段が下がっているという部分を見ますと、町内情勢から言って致し方ないのかなとは考えて提案したわけがあります。ただ、今ここに来て諸物価が大変、特に輸入物は上がって、物価が上がれば、ますます一般庶民の所得に対する物価が比率的にいくと負担が増えていくのかなという思いもありますので、この部分ではもう致し方ない部分もあるのかなと思っておりますので提案させていただきました。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p>
	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>反対の立場で述べたいんですが、よろしいですか。</p> <p>本提案に対しまして、反対の立場から討論させていただきます。</p> <p>今回のこのコロナ、我が町ではないけれども、町の状況を見ていますと職員の人たちは本当に苦勞した。そして、付け焼き刃的に手当ての改正なんかもありましたけれども、それについては私は限界があるなど。そして、むつ市は市長が上程しなかったということで市長の考え方がクローズアップされたわけですがけれども、私たちはやっぱり町民から負託された人間として、町民も私が見るには、本当に役場の職員たちは立派にやっているよと評価しております。ですから、議会が職員に対してこの程度の感謝を表すのは全くやぶさかなことではないし、金額とかそういうことではなくて、議会そのものが存在意義を示せる、そして、なおかつ議会とはこういうことなんだなということ、職員、町民にちゃんと立ち位置を理解してもらおうという意味で、私はこれは議会の議決でもって反対したほうがいいと思いますので、ご賛同の方よろしくお願ひいたします。</p>

討論	西館議長	ほかに討論はありませんか。 14番、松林義光議員。
	14番 (松林義光君)	賛成討論したいと思います。 私も東奥日報を取っておりますので、むつ市長の決断を読みました。すばらしいなど、そう思っております。むつ市の財政規模なのか、おいらせ町の財政規模を考えてみれば、比較にならないかもしれません。ただ、例年この案件につきましては、県の人事院の勧告に従うと習わしできております。今日まで議決しないと事務的にも混乱を招くと、こう思っておりますので、私は一個人としては引下げはしたくないんですけども、やっぱり全体的に考えると賛成をせざるを得ないなど、こう思っておりますので、賛成をいたします。 以上です。
	西館議長 (議員席)	ほかに討論はありませんか。
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第67号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 13番。
	13番 (西館芳信君)	採決の方法ですね。それぞれの決断がしやすいように、投票という形をお願いします。
	西館議長	今は「異議ありませんか」ですから、投票の方法じゃなくて、この67号について異議があるかないかでしたので、異議ありという発言がなければ前に進みません。(「なし」の声あり)
	13番 (西館芳信君)	分からないな。(「なし」の声あり) そんなようなもの、今までないよな。(「異議なし」の声あり)
	西館議長	今、反対討論があつて、異議ありますか。
	13番 (西館芳信君)	いいの、それ。反対討論にまたしゃべっていいの。

なしの声

	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p> <p>西館議長</p>	<p>いやいや。だから、今の67号に対して異議ありませんかというので、異議ありとなれば……</p> <p>反対討論、賛成討論に対してしゃべっていいの。</p> <p>さっき反対討論しましたよね。だから、今の67号について異議があるか。異議ありとなれば、ここで投票にするのか。ただ、1人では駄目だよね。(「同意者が必要」の声あり)だから、ここで投票の方向に入る前に、今、異議があるかないかという話です。だから異議ありとなれば、起立採決に持っていくか、また……</p> <p>ほかに意見があるかないかでしょう。ほかに意見とかなんとかありませんかということでしょう。異議だかどうだか、どちらにせよ議長が使うにはどっちでもいいだろうけれども。ほかに反対意見だとか、意見はありませんかということでしょう。異議ありませんかとは、私は見たこともない、聞いたこともないけれども、今この進め方で。(「会議規則にのっとって進行してください」の声あり)</p> <p>今の67号について、2人以上異議があれば採決です。だから、今の67号について13番議員は異議ありということによろしいですか。</p> <p>はい。異議ありということで反対討論したわけですから。</p> <p>2人以上異議……(「投票」「いいです、もう」「投票をお願いします」「俺も異議あり」の声あり)</p> <p>ただいま異議ありが2議員以上ございましたので、投票の方法に……(「はい。採決の方法について」の声あり)</p> <p>3番。</p> <p>起立採決をお願いします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>10番、吉村敏文君。</p>
--	---	--

	<p>10番 (吉村敏文君) 西館議長</p>	<p>採決の方法は投票をお願いします。</p> <p>投票は1議員からありましたが、投票に賛同する議員は。「はい」の声あり)では、採決の方法は投票によって行いますが、無記名でよろしいですか。記名投票ですか。「無記名でいいと思います」の声あり)では、無記名で投票することにいたします。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時21分)</p> <p>西館議長 休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前10時34分)</p> <p>西館議長 異議がありますので、この採決は無記名投票で行います。</p> <p>これから、日程第5、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。</p> <p>この採決は無記名投票で行います。</p> <p>議場の出入口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">** 議場出入口閉鎖 **</p> <p>西館議長 ただいまの出席議員数は15人です。</p> <p>次に、立会人を指名いたします。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定により立会人には、1番、佐々木勝議員及び3番、馬場正治議員を指名します。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p style="text-align: right;">** 投票用紙配付 **</p> <p>西館議長 念のため申し上げます。議案第67号について賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。</p> <p>なお、賛否を表明しない「白票」及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。</p> <p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 配付漏れなしの確認 **</p> <p>西館議長 配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検いたします。</p> <p style="text-align: right;">** 投票箱点検 **</p> <p>西館議長 異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>1番議員から順次投票願います。</p> <p style="text-align: right;">** 投票 **</p>
--	---------------------------------	---

当局の説明	西館議長 (議員席)	投票漏れはありますか。	**なしの声**
	西館議長	投票漏れなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。 佐々木勝議員及び馬場正治議員、開票の立会いをお願いいたします。	**開票**
	西館議長	投票の結果を報告いたします。 投票総数14票。 有効投票14票、無効投票0票。 有効投票のうち、賛成5票、反対9票です。 以上のおり反対が多数です。 したがって、日程第5、議案第67号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、否決とすることとされました。 議場の出入口の閉鎖を解きます。	**議場出入口開放**
	西館議長	よって、日程第5、議案第67号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、否決とすることに決しました。	
	西館議長	日程第6、議案第68号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。	
	総務課長 (西館道幸君)	それでは、議案第68号についてご説明申し上げます。 議案書の3ページから4ページ、添付参考資料9ページをご覧ください。 本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う、一般職の期末手当支給割合の改正に伴い、県の取扱いに準じて町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。 改正内容は、期末手当の支給割合を年間0.05月分引き下げるもので、令和3年12月1日から適用し、令和3年度は12月期の月数	

		<p>を0.05月分引き下げ、令和4年度以降の支給割合は6月期、12月期ともに0.025月分ずつ引き下げるものであります。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行しますが、第2条令和4年度の支給割合に関する規定は、令和4年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ありませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>先ほどの議案第67号、県の勧告に例年であれば従ってきたわけですが、今回は議員の意思により否決となりました。そこで、68号、69号は大体関連する議案であります。どうせまた私は否決になると思います。ですから、この議案の撤回をするという考えはございませんか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今、新しい提案がありましたけれども、実は、否決になるかは議会に諮ってみなければ分からないことでもありますし、また、自分たち三役の給与に関する部分でありますので、もしよろしければ、審議していただいて賛同していただければと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>ほかの議員の方々は分かりませんが、私は先ほど67号に関して示したものはあくまでも職員に対する謝意、そして地方分権の在り方、地方主権、これを本当に発揮したいと思って、私は言い出しっぺになりました。ですから、別に68号、69号に関しては何ら反対するものではございません。かえってやるべきだと私は思っております。つまり、撤回する必要はないということです。</p>

当局の説明	西館議長	今は質疑ですから、討論ではありません。まだ質疑ですので。(「じゃあ、なし」の声あり)
	(議員席)	ほかに質疑ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第68号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第7、議案第69号、おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (西館道幸君)	それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。 議案書の5ページから6ページ、添付参考資料10ページをご覧ください。 本案は、議案第68号と同様に、県の取扱いに準じて町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。 改正内容も同様に、期末手当の支給割合を年間0.05月分引き下げるもので、令和3年12月1日から適用し、令和3年度は12月期の月数を0.05月分引き下げ、令和4年度以降の支給割合は6月期、12月期ともに0.025月分ずつ引き下げるものであります。 なお、この条例は公布の日から施行しますが、第2条令和4年度の支給割合に関する規定は、令和4年4月1日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。

	西館議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。質疑ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第69号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	ここで暫時休憩いたします。 約20分間。 (休憩 午前10時49分)
	西館議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午前11時12分)
	西館議長	日程第8、陳情第6号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。 審査を付託しておりました総務文教常任委員会の委員長から、審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いいたします。 澤上委員長。
委員長報告	4番 (澤上 訓君)	総務文教常任委員会委員長報告をいたします。 陳情第6号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出については、総務文教常任委員会に付託されたところであります。 当委員会では、その付託を受けて、本日11月30日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審査を行いました。 陳情の趣旨は、加齢性難聴については補聴器購入の際、保険適用されず全額自己負担であり、特に低所得者への支援が必要であります。

		<p>補聴器購入の公的補助を創設することにより、高齢になっても生活の質を落とさず、鬱や認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながることから、国等に対し地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。</p> <p>審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしましては採択すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、総務文教常任委員会委員長の報告といたします。</p>
	西館議長	<p>総務文教常任委員長の報告が終わりました。</p> <p>本件について、委員長報告は採択であります。</p> <p>この報告について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>本件に対する委員長の報告は採択です。</p> <p>したがって、原案について採決します。</p> <p>陳情第6号は原案のとおり、つまり委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、陳情第6号は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>日程第9、陳情第9号、「学校給食の無償化」を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。</p> <p>審査を付託しておりました総務文教常任委員会の委員長から、審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いいたします。</p> <p>澤上委員長。</p>
委員長報告	4番 (澤上 訓君)	<p>総務文教常任委員会委員長報告をいたします。</p> <p>陳情第9号、「学校給食の無償化」を国に求める意見書の提出につ</p>

		<p>いては、総務文教常任委員会に付託されたところであります。</p> <p>当委員会では、その付託を受けて、本日11月30日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審査を行いました。</p> <p>陳情の趣旨は、学校給食は食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、「生きた教材・食の教科書」として学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられ、公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小・中学校での学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められています。したがって、国等に対し地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。</p> <p>審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしましては採択すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、総務文教常任委員会委員長の報告といたします。</p> <p>総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。</p> <p>本件について、委員長報告は採択であります。</p> <p>この報告について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>本件に対する委員長の報告は採択です。</p> <p>したがって、原案について採決します。</p> <p>陳情第9号は原案のとおり、つまり委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、陳情第9号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。</p>
	西館議長	
	(議員席)	
	西館議長	
	(議員席)	
	西館議長	
	(議員席)	
	西館議長	
	西館議長	

		<p>総務文教常任委員長、産業民生常任委員長及び議会運営委員長、議会広報編集調査特別委員長から、所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p> <p>追加議案の準備がありますので、ここで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時20分)</p> <p>西館議長 休憩を取り消し、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時21分)</p> <p>西館議長 先ほどの陳情第6号及び陳情第9号の採択に関連して、総務文教常任委員会の委員長から、発議第5号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について及び発議第6号、「学校給食の無償化」を国に求める意見書の提出について、委員会発議が提出されました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>提出のありました発議第5号及び発議第6号を本日の議事日程に追加し、議題にしたいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>西館議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、発議第5号は追加日程第1として、発議第6号は追加日程第2として議題とすることに決定しました。</p> <p>追加日程第1、発議第5号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。</p> <p>提出者であります澤上訓総務文教常任委員長から提出理由の説明を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いします。</p>
--	--	---

<p>提案理由の 説明</p>	<p>4 番 (澤上 訓君)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>澤上委員長。</p> <p>発議第 5 号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。</p> <p>加齢性難聴については補聴器購入の際、保険適用されず全額自己負担であり、特に低所得者への支援が必要であります。補聴器購入の公的補助を創設することにより、高齢になっても生活の質を落とさず、鬱や認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながることから、本案を提案した次第です。</p> <p>なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりであります。</p> <p>何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願い申し上げます。</p> <p>以上で提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから発議第 5 号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>追加日程第 2、発議第 6 号、「学校給食の無償化」を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。</p> <p>提出者であります澤上訓総務文教常任委員長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いします。</p> <p>澤上委員長。</p>
---------------------	---	--

<p>提案理由の説明</p>	<p>4番 (澤上 訓君)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>発議第6号、「学校給食の無償化」を国に求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。</p> <p>学校給食は食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、「生きた教材・食の教科書」として学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられている。公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を国で無料にすべきとの考えから、本案を提案した次第です。</p> <p>なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりであります。</p> <p>何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願い申し上げます。</p> <p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから発議第6号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p>
<p>日程終了</p>	<p>西館議長</p>	<p>以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p>

町長挨拶	町長 (成田 隆君)	<p>閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>令和3年第3回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位にはご多用のところご参集いただき、また提案いたしました、一部反対もありました給与案件について議決賜り、お礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、今後の町政運営の参考にしたいと考えております。</p> <p>さて、あしたからは12月となり、また12月2日には第4回定例会が開会されます。</p> <p>議員各位におかれましては、何かとご多用の時期となりますが、健康に留意されご自愛いただきたいと思います。</p> <p>簡単ではありますが、閉会に当たっての挨拶といたします。今日はありがとうございました。</p>
閉会宣言	西館議長 事務局長 (赤坂千敏君)	<p>これで会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、令和3年第3回おいらせ町議会臨時会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労さまでございました。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p style="text-align: right;">(閉会時刻 午前11時29分)</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 4 年 1 月 11 日

議 長 西 館 秀 雄

副 議 長 檜 山 忠

署名議員 西 館 芳 信

署名議員 松 林 義 光